

令和 4 年度業務実績等報告書
(業務実績報告書及び自己評価書)

令和 5 年 6 月 21 日

独立行政法人農業者年金基金

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農業者年金基金		
評価対象事業年度	年度評価	令和４年度（第４期）	
	中期目標期間	平成３０年～令和４年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	

3．評価の実施に関する事項

4．その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		B	B	B	B	
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－1－3 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目 別 No	備考
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	B		第 1	
1 農業者年金事業	B	B	B	A		第 1 － 1	
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b	s			
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重	a○重			
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b	b			
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b	b			
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a	a			
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重	a○重			
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重	b○重			
(8) 情報システム管理業務	b	b	b	a			
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B	B		第 1 － 2	
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重	b○重			
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b	b			
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a	a			
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b	b			
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b	a			

中期計画（中期目標）	評価年度					項目 別 No	備考
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		第 3	
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B			
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b	b			
(2) 決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b	b			
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b	b			
(4) 貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b	b			
(5) 長期借入金の適切な実施	a	a	a	a			
Ⅳ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		第 4	
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B			
(1) 支出削減の取組	b	b	b	b			
(2) 法人運営における資金の配分状況	b	b	b	b			
Ⅴ 短期借入金の限度額	－	－	－	－		第 5	
Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		第 6	
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		第 6 － 1	

3 農業者年金制度の普及推進及び 情報提供の充実	B	B	B	B		第 1 － 3	
(1)政策支援の対象となる若い農業 者の加入の拡大	<u>b○重</u>	<u>c○重</u>	<u>b○重</u>	<u>b○重</u>			
(2)女性農業者の加入の拡大	b	a	a	a			
(3)加入推進活動の実施	b	a	a	b			
(4)加入推進活動の効果検証	b	b	b	b			
(5)ホームページ等による情報の提 供	b	b	b	a			
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		第 2	
1 業務改善の推進	B	B	B	B		第 2 － 1	
2 電子化の推進	B	B	B	A		第 2 － 2	
(1)農業者年金記録管理システムの 利用促進	b	b	b	b			
(2)マイナンバーによる情報連携	b	b	b	a			
3 運営経費の抑制	B	B	B	B		第 2 － 3	
(1)一般管理費及び事業費の削減 (2)給与水準の適正化	b b	b b	b b	b b			
4 調達合理化	B	B	B	B		第 2 － 4	
5 組織体制の整備等	B	B	B	B		第 2 － 5	
(1)組織体制の整備 (2)働き方改革の推進 (3)情報システムの整備及び管理	b b	b b	b b	b b			

(1)方針 (2)人員に関する指標	b b	b b	b b	b b			
2 積立金の処分に関する事 項	B	B	B	B		第 6 － 2	
3 内部統制の充実・強化	B	B	B	B		第 6 － 3	
(1)経営管理会議による内部 統制の充実・強化	b○重	b○重	b○重	b○重			
(2)コンプライアンスの推進	b○重	b○重	b○重	b○重			
(3)リスク管理の徹底	b○重	b○重	b○重	b○重			
(4)内部監査	b○重	b○重	b○重	b○重			
4 情報セキュリティ対策及 び個人情報保護の強化・徹底	B	B	B	B		第 6 － 4	
(1)情報セキュリティ対策の 推進	b○重	b○重	b○重	b○重			
(2)個人情報保護対策の推進	b○重	b○重	b○重	b○重			
(3)研修等の実施	b○重	b○重	b○重	b○重			
5 情報公開の推進	B	B	B	B		第 6 － 5	
6 業務運営能力の向上等	B	B	B	B		第 6 － 6	
(1)研修の充実 (2)委託業務の質の向上	b b	b b	b b	b b			

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
標準処理期間内処理割合（適用・収納課）	提出された申出書等の 97 % 以上		99.87%	99.72%	94.72%	100.00%	100.00%	予算額（千円）	180,709,907	195,836,708	183,094,532	178,049,134	175,839,086
標準処理期間内処理割合（給付課）	提出された申出書等の 98 % 以上		98.08%	99.22%	99.27%	99.47%	99.57%	決算額（千円）	177,929,027	190,035,467	181,502,828	176,020,389	172,013,581
								経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645	118,541,114	93,271,112	77,845,475
								経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362	△4,491,715	6,412,128
								行政コスト（千円）	9,765,244	95,146,152	118,541,284	93,276,589	77,848,808
								従事人員数	38.04	38.04	38.04	38.04	38.04

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
					業務実績	自己評価																	
	第3 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				B	評価																
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				A	評価																
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和4年度農業者年金新任者等業務研修会」（令和4年5月開催）、「令和4年度農業者年金専門業務研修会」（令和4年6月開催）等において、制度への理解や事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 提出のあった届出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、令和4年8月処理分及び令和5年2月処理分がいずれも100.00%となり、目標の97%を達成した。 ③ 標準処理期間内処理割合については、令和4年9月及び令和5年3月に基金ホームページで公表した。 【処理月別標準処理期間内処理割合】（単位：件、％） <table><tr><th>処理年月</th><th>処理件数 (a)</th><th>期間内処理 (b)</th><th>b/a</th></tr><tr><td>令和4年8月</td><td>230</td><td>230</td><td>100.00</td></tr><tr><td>令和5年2月</td><td>451</td><td>451</td><td>100.00</td></tr><tr><td>計</td><td>681</td><td>681</td><td>100.00</td></tr></table>	処理年月	処理件数 (a)	期間内処理 (b)	b/a	令和4年8月	230	230	100.00	令和5年2月	451	451	100.00	計	681	681	100.00	<評価と根拠> 評価：s 申出書等の処理状況の調査を年2回行い、調査した翌月にホームページで公表した。 令和4年8月処理分及び令和5年2月処理分のいずれも標準処理期間内処理の割合が100%となり、目標の97%を超えたことから、下記の参考によりs評価とした。 (参考) 目標97%（達成度合100%）か100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合98.5%以上100%未満 b：処理割合97%以上98.5%未満 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	評価	
					処理年月	処理件数 (a)	期間内処理 (b)	b/a															
令和4年8月	230	230	100.00																				
令和5年2月	451	451	100.00																				
計	681	681	100.00																				

	業務受託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。	での処理の迅速化に努めます。 これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、申出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を9月と3月に公表します。 なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。			b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する															
イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、国民年金資格記録の確認を年2回以上実施します。 不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申	＜主な定量的指標＞ ・不整合者の占める割合。 ＜その他の指標＞ ・農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 ・突合結果を踏まえた適正な管理。 ＜評価の視点＞ ・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を	＜主要な業務実績＞ 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録の整合性を図るため、令和4年4月及び11月に全ての被保険者及び待期者を対象に両記録の突合を実施した。 この突合結果により、不整合となった被保険者等（以下「不整合者」という。）に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付し、必要な届出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して届出書等の提出を促すための通知を送付した。 また、令和4年4月の業務担当者会議等において、業務受託機関に対して重ねて不整合者に対する申出書等の提出を依頼した。 【不整合者の状況】 <table><tr><th rowspan="2">突合年月</th><th rowspan="2">突合対象者</th><th colspan="2">不整合者数【不整合者の割合】</th></tr><tr><th>当初</th><th>6ヶ月経過後</th></tr><tr><td>令和4年4月</td><td>70,213</td><td>1,074【1.53】</td><td>355【0.51】</td></tr><tr><td>令和4年11月</td><td>69,943</td><td>912【1.30】</td><td>—</td></tr></table> 主な不整合事由が、国民年金付加保険料記録がないことであ	突合年月	突合対象者	不整合者数【不整合者の割合】		当初	6ヶ月経過後	令和4年4月	70,213	1,074【1.53】	355【0.51】	令和4年11月	69,943	912【1.30】	—	＜評価と根拠＞ 評価：a 被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対して必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関への送付、②不整合者に対する申出書等の提出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の義務を記載した重要事項の説明・配付の徹底、④基金主催の会議、業務受託機関主催の研修会等における周知、⑤従来の新規加入時に加えて、再加入時の重要事項の説明・配付の実施（令和4年1月から）等、粘り強く働きかけを行い、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.7%以下を大きく下回る0.51%となったことから、a評価とした。	評価
突合年月	突合対象者	不整合者数【不整合者の割合】																		
		当初	6ヶ月経過後																	
令和4年4月	70,213	1,074【1.53】	355【0.51】																	
令和4年11月	69,943	912【1.30】	—																	

		不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を 0.7% 以下とする。	出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 制度改正により、受給開始時期を選択できる者においては、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に、請求忘れということがないように注意喚起を行います。 また、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにし、これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を 0.7% 以下とします。	遅滞なく行うよう働きかけているか。	ることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」（以下「重要事項」という。）について、加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。 また、加入申込書に、業務受託機関が加入申込者に対して重要事項の説明及び配付を行ったことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。 さらに、令和 4 年 1 月から新規加入時だけではなく、再加入時も業務受託機関において重要事項の説明・配付及び国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うこととし、更なる指導の徹底を図っている。	（評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応が	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12 回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 ＜評価の視点＞ ・業務受託機関ヘリ	＜主要な業務実績＞ 口座振替不能者（以下「振替不能者」という。）については、毎月、振替不能者がいる業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から振替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書等の提出について指導するよう依頼した。 また、12 回継続した振替不能者については、口座振替停止の措置を講じた上で、該当者がいる業務受託機関ヘリストを送付し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開手続き等について指導するよう依頼した。併せて、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 なお、振替停止するまでの間の連続振替不能 5 回及び 10 回の段階においても、該当者に対して振替の勧奨の通知を送付し	＜評定と根拠＞ 評定：b 毎月、振替不能者のリストを業務受託機関へ送付し、振替不能者への対応等を依頼した。 また、12 回継続した振替不能者についても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼するとともに、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 さらに、連続振替不能 5 回及び 10 回の段階においても、該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったこ	評定

	とられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。	要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。	要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12 回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。	ストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。	た。	とから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求書を送付し、被	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 ＜評価の視点＞ ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 ＜評価の視点＞ ・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付	＜主要な業務実績＞ 保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、被保険者等から請求があったものについては、1 週間以内に還付処理を行った。 なお、令和 5 年 3 月からは、被保険者の希望により公的給付支給等口座を利用した保険料の還付を行うことを可能にした。 また、令和 4 年 12 月に公布された政令改正により、令和 6 年 1 月からは保険料の直接還付も可能になるところであり、今後、理事長通知の改正等の準備を進めていく予定である。	＜評価と根拠＞ 評価 : b 発生した過大納付の保険料について、速やかに被保険者等に請求書等を送付するとともに、請求があったものについては、1 週間以内に還付処理を行ったことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	

	に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。	保険者等からの請求に基づき1週間以内に還付処理を行います。	しているか。 ・被保険者等からの請求に基づき一週間内で処理しているか。																				
（２）年金等の給付事務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	（２）年金等の給付業務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 手続きの迅速化	（２）年金等の給付業務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 手続きの迅速	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内処理割合。 ＜その他の指標＞ ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 ＜評価の視点＞ ・標準処理期間内処理割合が98％以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とした「令和４年度農業者年金業務担当者会議」（令和４年４月開催）等において、事務処理遅延の防止を働きかけた。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、主にリモートにより、７道県で開催された都道府県段階の業務受託機関主催の研修会において、給付課職員延べ19名が講師として年金制度や事務処理上の注意点等を説明した。 ③ 標準事務処理期間内に処理できなかった主な原因は、請求書等の記入内容の確認に時間を要したことであったため、研修会等において業務資料の記載例を用いて請求書等の記入内容や添付書類について説明を行い、業務受託機関における処理の迅速化に努めた。 ④ 提出された年金裁定請求書等に係る標準処理期間（60日・75日）内の処理割合は、令和４年８月処理分が99.51％、令和５年２月処理分が99.62％であり、それぞれの結果を翌月（令和４年９月及び令和５年３月）に基金ホームページで公表した。 月別標準処理期間内の処理状況（単位：件、％） <table><tr><th>処理月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b/a</th></tr><tr><td>令和４年８月</td><td>2,449</td><td>2,437</td><td>99.51</td></tr><tr><td>令和５年２月</td><td>3,162</td><td>3,150</td><td>99.62</td></tr><tr><td>計</td><td>5,611</td><td>5,587</td><td>99.57</td></tr></table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和４年８月	2,449	2,437	99.51	令和５年２月	3,162	3,150	99.62	計	5,611	5,587	99.57	＜評定と根拠＞ 評定：a 都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標である98％を1ポイント以上上回った。 また、この結果を基金ホームページで公表するとともに、標準処理期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握し、改善に向けた対応を行ったことから、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を達成したことから、a評定とした。 (参考) 目標98％（達成度合100％）から100％までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100％ a：処理割合99％以上100％未満 b：処理割合98％以上99％未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である	評定	
					処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a															
令和４年８月	2,449	2,437	99.51																				
令和５年２月	3,162	3,150	99.62																				
計	5,611	5,587	99.57																				

	に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。	化に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果について、翌月の9月と3月に公表します。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
イ 年金の受給漏れの防止 受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられない	イ 年金受給漏れの防止 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手	イ 年金受給漏れの防止 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・裁定請求の勧奨。 ＜評価の視点＞ ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書	＜主要な業務実績＞ ① 年金等の受給漏れが発生しないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者に対して、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勧奨を文書で行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。	＜評定と根拠＞ 評定：a 65歳の誕生日の1ヶ月前となる者や65歳を超えても裁定請求していない者に対して、引き続き、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 また、令和4年4月からの新制度老齢年金の受給開始時期の選択肢拡大の機会を捉えて、案内ハガキの発出の頻度を上げるなど未受給防止対策を	評定	

	といった事態が生じないよう、65 歳到達目前の者に裁定請求の勸奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。 さらに、66 歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勸奨等の通知を行う。	続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。 また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。	の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6月に受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかけます。	で毎月実施しているか。	【間もなく受給権が発生する者（65 歳到達 1 ヶ月前）に対する勸奨文書の送付実績】 <table> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th></tr> <tr> <td rowspan="7">65 歳到達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度</td><td>208</td><td>197</td><td>198</td><td>211</td><td>184</td><td>175</td></tr> <tr> <td>旧制度</td><td>232</td><td>211</td><td>214</td><td>216</td><td>171</td><td>181</td></tr> <tr> <td>計</td><td>440</td><td>408</td><td>412</td><td>427</td><td>355</td><td>356</td></tr> <tr> <td></td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td></tr> <tr> <td>新制度</td><td>183</td><td>194</td><td>299</td><td>243</td><td>265</td><td>223</td></tr> <tr> <td>旧制度</td><td>176</td><td>206</td><td>286</td><td>303</td><td>297</td><td>222</td></tr> <tr> <td>計</td><td>359</td><td>400</td><td>585</td><td>546</td><td>562</td><td>445</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="6">合計</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="6">2, 580</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="6">2, 715</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="6">5, 295</td></tr> </table> ② 65 歳を超えても裁定請求を行っていない者 996 人(旧制度 630 人、新制度 366 人) に対しては、令和 4 年 6 月に勸奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。 ③ 制度改正により令和 4 年 4 月から新制度老齢年金の受給開始時期の選択肢が拡大（「65 歳到達」から「65 歳以上 75 歳未満の間で請求又は 75 歳到達」に拡大。ただし 60 歳以上で繰上げ請求が可能）したことを踏まえ、法令に基づかない基金独自の取組として未受給防止対策を抜本的に強化し、請求すれば受給が可能な者に対して、60 歳から 74 歳まで 1 年おきに誕生月の 1 ヶ月前に（従来は 62 歳到達年度に 1 回限り）案内ハガキを送付するとともに、76 歳以降は毎年 1 回勸奨ハガキを送付することとした。令和 4 年度は、60 歳、62 歳、64 歳になる方を対象に、誕生月の 1 ヶ月前に案内ハガキを送付した。 また、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと及び法令に基づかない基金独自の取組であることから、案内ハガキ等の対象者の抽出に係る部分のシステム改修	区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	208	197	198	211	184	175	旧制度	232	211	214	216	171	181	計	440	408	412	427	355	356		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	新制度	183	194	299	243	265	223	旧制度	176	206	286	303	297	222	計	359	400	585	546	562	445			合計								2, 580								2, 715								5, 295						抜本的に強化した。さらに、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと等から、案内ハガキ等の対象者の抽出に係る部分のシステム改修について、令和 5 年 3 月まで後ろ倒しすることとしたが、それまでの間の対応として、令和 3 年度に基金職員が独自に開発した抽出ツールを活用し、手作業により抽出作業を行った。 加えて、上記の制度改正により、新制度老齢年金について、請求者の生年月日と請求を行った日のタイミングによっては、年金額に差が生じることがあることから、受給可能者が不利益を被らないよう、令和 4 年 4 月の加入者向けパンフレットへの具体的な記載や業務受託機関向けの会議における受給可能者への説明依頼を行った。 以上のとおり、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果を達成したことから、a 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																																																										
65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	208	197	198	211	184	175																																																																																										
	旧制度	232	211	214	216	171	181																																																																																										
	計	440	408	412	427	355	356																																																																																										
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																										
	新制度	183	194	299	243	265	223																																																																																										
	旧制度	176	206	286	303	297	222																																																																																										
	計	359	400	585	546	562	445																																																																																										
		合計																																																																																															
		2, 580																																																																																															
		2, 715																																																																																															
		5, 295																																																																																															

				については、令和5年3月まで後ろ倒しすることとしたが、それまでの間の対応として、令和3年度に基金職員が独自に開発した抽出ツールを活用し、手作業により抽出作業を行った。 【60歳以降1年おきの案内ハガキ送付実績】（単位：件） <table><tr><td>対象年齢</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>小計</td></tr><tr><td rowspan="3">60歳・62歳・64歳</td><td>564</td><td>459</td><td>505</td><td>493</td><td>543</td><td>556</td><td>3,120</td></tr><tr><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合計</td></tr><tr><td>588</td><td>663</td><td>889</td><td>788</td><td>821</td><td>724</td><td>7,593</td></tr></table>	対象年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	60歳・62歳・64歳	564	459	505	493	543	556	3,120	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	588	663	889	788	821	724	7,593		
対象年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計																													
60歳・62歳・64歳	564	459	505	493	543	556	3,120																													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																													
	588	663	889	788	821	724	7,593																													
				④ 上記の制度改正により、従来は65歳到達月の翌月から支給（繰上げ請求を除く。）されていた新制度老齢年金が、令和4年4月からは、支給の請求を行った日（JA受付日）の翌月からの支給（75歳到達時まで支給の請求を行わなかった場合は75歳到達月の翌月からの支給）となったことに伴い、請求者の生年月日と請求を行った日のタイミングによっては、年金額に差が生じることがある。 このため、受給可能者が不利益を被らないよう、令和4年4月に業務受託機関に配付した加入者向けパンフレット「農業者年金を受給するには」のトップページに具体例を示しながらその旨を記載するとともに、「令和4年度農業者年金業務担当者会議」（令和4年4月開催）等において業務受託機関に対して上記パンフレットも活用して、受給可能者に対して十分な説明を行うよう依頼を行った。																																
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付してその提出を求	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・受給権者に対し	<主要な業務実績> ① 適切な年金給付のため、令和4年5月に受給権者に対して現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。 なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧表を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。	<評定と根拠> 評定：b 受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、現況届未提出による差止者の調査、経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者の突合、再確認該当者のうち経営移譲等の相手方が後継者である受給	評定																														

	止及び失権に係る事務を適格に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。	め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。 現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止める。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。 なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が	め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を行います。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差止めます。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡届等の提出の勧奨を行います。 なお、支給停止該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理します。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者	て、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。	それでもなお現況届が未提出の受給権者については、11月以降の年金の支払を差し止めた。 令和4年度の新規差止者のうち、業務受託機関から提出のあった現況届未提出者一覧表において、未提出理由を「農業再開等」又は「諸名義未変更」と報告があった者について、状況把握のため、令和5年1月に業務受託機関に対して調査を依頼した。 令和3年度以前の現況届の提出がなく、年金の支払差止めが継続している者のうち、経営移譲年金等の支給停止事由への該当が疑われる者について、令和5年1月に業務受託機関に対して調査を依頼し、支給停止事由に該当している場合は、必要な届出書等の提出について指導をお願いした。 <table><tr><td colspan="2">現況届関係処理実績（令和5年3月末現在）</td></tr><tr><td>a 現況届送付者数</td><td>249,856 人</td></tr><tr><td>b 現況届等の提出者数</td><td>248,698 人</td></tr><tr><td></td><td>提出率(b/a)</td><td>99.5%</td></tr><tr><td>c 現況届等の未提出者数（a－b）</td><td>1,158 人</td></tr><tr><td>d 未提出者一覧表の送付（農業委員会数）※1</td><td>1,209 機関</td></tr><tr><td>e 11月支払差止者数※2</td><td>2,526 人</td></tr></table> ※1 未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付時点（8月23日） ※2 11月支給分差止者数は、11月定期支払時点（11月10日） ② 令和4年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者について、令和3年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した47名を現況届の再確認該当者リストに取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付した。 これを受け、農業委員会において、当該再確認該当者が実体を伴った経営移譲等を行っているかどうかの確認を行った（3月末日現在：支給停止事由に該当する者が5名、確認中の者が2名、交付金の申請名義が錯誤であった者等が40名）。 なお、この調査では、交付金の申請名義以外に農業所得の申告名義も確認しており、従来は農業委員会から税務担当部に照会をしていたが、令和3年度からマイナンバーによる情報連携を活用し、基金が農業委員会に代わり地方税関係情報を取得する取組を行っている。 ③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のい	現況届関係処理実績（令和5年3月末現在）		a 現況届送付者数	249,856 人	b 現況届等の提出者数	248,698 人		提出率(b/a)	99.5%	c 現況届等の未提出者数（a－b）	1,158 人	d 未提出者一覧表の送付（農業委員会数）※1	1,209 機関	e 11月支払差止者数※2	2,526 人	権者に係る地方税関係情報の照会及び国民年金の受給権者情報（死亡情報）の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、取組は十分であり、b評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
現況届関係処理実績（令和5年3月末現在）																					
a 現況届送付者数	249,856 人																				
b 現況届等の提出者数	248,698 人																				
	提出率(b/a)	99.5%																			
c 現況届等の未提出者数（a－b）	1,158 人																				
d 未提出者一覧表の送付（農業委員会数）※1	1,209 機関																				
e 11月支払差止者数※2	2,526 人																				

	給付されることを防止する。	や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止します。		る農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。 【国民年金の受給権者情報の確認】（単位：人、機関） <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td></td></tr><tr><td>支払保留人数（死亡疑い等）</td><td>362</td><td>351</td><td>430</td><td>270</td><td>321</td><td>244</td><td></td></tr><tr><td>確認依頼農業委員会</td><td>247</td><td>245</td><td>304</td><td>212</td><td>226</td><td>179</td><td></td></tr><tr><td></td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>合計</td></tr><tr><td>支払保留人数（死亡疑い等）</td><td>247</td><td>339</td><td>295</td><td>281</td><td>360</td><td>320</td><td>3,820</td></tr><tr><td>確認依頼農業委員会</td><td>184</td><td>226</td><td>213</td><td>215</td><td>255</td><td>239</td><td>2,745</td></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月		支払保留人数（死亡疑い等）	362	351	430	270	321	244		確認依頼農業委員会	247	245	304	212	226	179			10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	支払保留人数（死亡疑い等）	247	339	295	281	360	320	3,820	確認依頼農業委員会	184	226	213	215	255	239	2,745		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																
支払保留人数（死亡疑い等）	362	351	430	270	321	244																																																
確認依頼農業委員会	247	245	304	212	226	179																																																
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																															
支払保留人数（死亡疑い等）	247	339	295	281	360	320	3,820																																															
確認依頼農業委員会	184	226	213	215	255	239	2,745																																															
（３）情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の	（３）情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組	（３）情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に開発・改修等の優先順位付けを行います。 その上で、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催し	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだ	＜主要な業務実績＞ ① 農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の改修に当たっては、令和４年からの制度改正に係るシステム改修を優先することとし、業務受託機関及び基金内の要望に対しては、業務効率化の観点の踏まえ、必要性及び緊要度の検討を行った。検討の結果、業務受託機関からの要望については、緊要度等の高いものが無かったことから、それ以外の緊要度等の高い改修案件について、計画的に改修等を行った。 また、令和３年度に業務受託機関に対して行ったシステム利用状況調査において、令和４年６月15日のInternet Explorer 11のサポート期限到来後に利用できるブラウザをMicrosoft Edgeと回答した業務受託機関が64.5%と最も多かったことから、業務受託機関の利便性を図るため、Microsoft Edge利用のためのシステム改修に係る影響調査を行い、令和５年度からシステム改修を行えるように準備した。 さらに、Windows OSの最新版としてWindows11が公開されたことから、当該OSでのシステムの動作検証を実施の上、Windows11 初期設定マニュアルを作成し、システムのトップページに令和４年１１月に公開した。	＜評定と根拠＞ 評定：a 農業者年金記録管理システムの改修等に当たっては、システム利用者（業務受託機関等）からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に改修等を行い、システムの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。 また、Internet Explorer11サポート期限到来の対応として、業務受託機関の意向を踏まえ、Microsoft Edge利用のためのシステム改修に係る影響調査を行い、令和５年度からシステム改修を行えるように準備した。 さらに、Windows OSの最新版としてWindows11が公開されたことから、Windows11 初期設定マニュアルをシステムのトップページに掲載し、業務受	評定																																																

	基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応する。	む。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応する。	て、システムの計画的な開発・改修等を進め、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組みます。 また、2025年後にレガシーシステム(ＩＴシステムの老朽化・ブラックボックス化等)の対応が想定される中、現行システムの保守期限等を踏まえ、計画的に次期システム更改に向けた検討を行います。 さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応します。	か。	② システム定例会については、システム運用・保守業者(システム改修を含む。以下同じ。)及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるように取り組んだ。 ③ 次期システムの更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システム更改までのロードマップを見直した。今後とも、ロードマップを適時かつ適切に見直しながら対応していく。 ④ 本中期目標期間当初には想定していなかった令和4年施行の年金制度改正に係るシステム改修については、システム構造が複雑化しており、相当の時間を要することが見込まれていたため、フェーズ1(令和4年3月リリース)とフェーズ2(令和5年3月リリース)に工程を分けることとしたが、制度改正による加入可能年齢の引上げに係るフェーズ2の工程について、PJM0(情報管理課等)が適切にプロジェクト管理を行い、令和5年3月にシステム改修を全て完了した。 また、制度の施行日からシステム改修が完了するまでの間はサブシステムを利用することについて、各種担当者会議等の機会に業務受託機関への説明・周知を行い、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。 さらに、システム改修の完了に伴い、令和5年3月にサブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムにおいて管理していたデータを着実にシステムに統合した。	託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 また、システム運用・保守業者等との定例会を毎月開催し、システムが安定的に稼働できるように取り組んだ。 さらに、次期システム更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システム更改までのロードマップを見直した。 加えて、本中期目標期間当初には想定していなかった令和4年に施行された年金制度改正に係るシステム改修は、制度改正による加入可能年齢の引上げに係るフェーズ2(令和5年3月リリース)の工程について、PJM0(情報管理課等)が適切にプロジェクト管理を行い、令和5年3月にシステム改修を全て完了した。 また、サブシステムを利用することについて各種担当者会議等の機会に業務受託機関への説明・周知を行い、業務受託機関及び基金において適切かつ円滑にサブシステムによる暫定運用を行った。 さらに、システム改修の完了に伴い、令和5年3月にサブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムにおいて管理していたデータを着実にシステムに統合した。 これらのことから、a評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
--	--	--	---	-----------	---	---

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－２	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
								予算額（千円）	101,165	109,534	103,111	104,895	100,479
								決算額（千円）	101,920	96,634	100,897	103,536	100,467
								経常費用（千円）	151,190	6,547,636	2,203,073	2,769,630	6,593,687
								経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266	24,407,340	4,914,594	△4,790,044
								行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977	2,203,073	2,769,725	6,593,730
								従事人員数	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
					業務実績	自己評価																						
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価																					
	年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。 （１）基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	（１）基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努力する。	（１）基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクス（年金資産の構成割合）による分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。 被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲に収めるよう努力します。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・安全かつ効率的な管理・運用。 ＜評価の視点＞ ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。	＜主要な業務実績＞ 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおり運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ ・基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った（令和５年３月末残高 2,650 億円（自家運用 717 億円、外部委託運用 1,933 億円））。 ・令和４年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。 （単位：％） <table><tr><th></th><th>収益率（A）</th><th>ベンチマークの収益率（B）</th><th>乖離（A-B）</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>▲1.94</td><td>▲1.65</td><td>▲0.29</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>5.83</td><td>5.81</td><td>0.02</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>▲10.64</td><td>▲10.25</td><td>▲0.39</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>2.31</td><td>2.36</td><td>▲0.05</td></tr></table> ※四捨五入の関係で合計が合わない。 ② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 ・令和４年３月に業務方法書附則第３項に基づく農林水産大臣への届出を行った上で、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置として短期資産の活用を継続した。これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失 0.1 億円を回避できたと考えられる。 ・年金財政へ寄与させるため、令和４年度内に償還を迎える国内債券を		収益率（A）	ベンチマークの収益率（B）	乖離（A-B）	国内債券	▲1.94	▲1.65	▲0.29	国内株式	5.83	5.81	0.02	外国債券	▲10.64	▲10.25	▲0.39	外国株式	2.31	2.36	▲0.05	＜評価と根拠＞ 評価：b 「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 また、令和４年度においては、令和３年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に則り、採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオを合わせて 0.1 億円程度の損失(基金による推計)を回避することができた。 これらのことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	
	収益率（A）	ベンチマークの収益率（B）	乖離（A-B）																									
国内債券	▲1.94	▲1.65	▲0.29																									
国内株式	5.83	5.81	0.02																									
外国債券	▲10.64	▲10.25	▲0.39																									
外国株式	2.31	2.36	▲0.05																									

					償還期日前の令和４年４月に売却した。これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、48 万円程度の利益を得た。 (令和５年３月末残高 1,062 億円（全額自家運用）) ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和５年３月末残高 135 億円) ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和５年３月末残高 39 億円)			
	(２) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。	(２) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。	(２) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行います。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 ＜評価の視点＞ ・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ① 令和４年６月 13 日に開催した令和４年度第 1 回資金運用委員会において、令和３年度通期の運用状況の報告及び運用結果の評価・分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。この結果、資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。 ② 令和５年３月 8 日に開催した令和４年度第 2 回資金運用委員会において、暫定的な対応として平成 30 年度から実施しているバーベル型運用の運用評価及び当面の対応について審議を行った。 この結果、バーベル型運用については、日本銀行が令和４年 12 月に行ったイールドカーブ・コントロールの修正等に伴う市場環境の変化を踏まえ、ベンチマークへの回帰など、これに代わる新たな投資戦略について、令和５年度上期に審議することが了承された。	＜評定と根拠＞ 評定：b 資金運用委員会において、令和３年度通期の運用状況及びバーベル型運用の評価・分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行った。 これらのことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	
	(３) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセッ	(３) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセッ	(３) 政策アセットミックスの検証・見直し 最近の資	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞	＜主要な業務実績＞ 令和３年度の資金運用委員会の審議を踏まえ、令和４年３月 23 日付けで農林水産大臣から変更認可を受けた年金給付等準備金の運用に関する基本方針に基づき、令和４年４月から資産構成割合を変更した。	＜評定と根拠＞ 評定：b 資金運用委員会において、最近の資金運用環境を踏まえ、変更後	評定	

	トミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う	トミクスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミクスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。	・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 ＜評価の視点＞ ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。	令和4年6月13日に開催した令和4年度第1回資金運用委員会において、変更後の政策アセットミクスについては、最新の金融経済情勢においても運用の効率性が維持されていることを確認した。 ○政策アセットミクスの変更ポイント <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>変更前</td><td>71%</td><td>12%</td><td>5%</td><td>12%</td></tr><tr><td>変更後</td><td>56%</td><td>12%</td><td>20%</td><td>12%</td></tr><tr><td>差引</td><td>△15%</td><td>変更なし</td><td>+15%</td><td>変更なし</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	変更前	71%	12%	5%	12%	変更後	56%	12%	20%	12%	差引	△15%	変更なし	+15%	変更なし	の政策アセットミクスの検証を行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																								
変更前	71%	12%	5%	12%																								
変更後	56%	12%	20%	12%																								
差引	△15%	変更なし	+15%	変更なし																								
	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、6月末日までに令和3年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。 ・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。 ＜評価の視点＞ ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、	＜主要な業務実績＞ ① 令和3年度、令和4年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和4年6月24日、同年8月9日、同年11月14日及び令和5年2月17日にホームページで公表した。 ② 全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る令和3年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和4年6月24日付けで通知するとともに、通知の趣旨等について、ホームページに掲載した。 ③ 年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表した。 ④ 令和4年3月23日付けで農林水産大臣から変更認可を受けた年金給付等準備金の運用に関する基本方針に基づく政策アセットミクスの変更について、令和4年4月20日にホームページで公表した。 ⑤ 外部運用を委託する運用受託機関については、選任プロセスの透明性の確保を図るため、中期計画期間毎に選任することとしている。次期中期計画期間における運用受託機関については、令和5年1月4日に公募要領等をホームページに掲載し、同年2月17日に選任結果をホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定：b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称等をホームページで公表するなど情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、	評定																					

	用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ります。	計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。		抜本的な改善を要する	
	(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。	(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。	(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等をホームページで公表します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 <評価の視点> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。	<主要な業務実績> ① 次期中期計画期間における運用受託機関については、内部規程「運用受託機関選定基準」等に基づく定性評価及び運用コストに係る価格競争により選任した。 定性評価においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮したスチュワードシップ活動をより積極的に取り組む運用受託機関を選任できるよう、同活動に係る評価ウエイトを高めた。 価格競争においては、現行の4資産の運用・管理に要する運用コストに加えて、次期中期計画期間においては可能な限り低コストでESG指数をベンチマークとするESG投資が可能となるよう、同指数の採用時に要する運用コストについても価格競争の対象とした。 ② 内部規程「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」に基づき、令和4年8月30日に発行市場でESG債の購入を行い、投資表明を行った。 ③ 内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、令和3年7月～令和4年6月までの実施状況を令和4年11月14日にホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：a 基金は、内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、被保険者等の中長期的なリターンの拡大に資するよう、運用受託機関を通じて、ESGを考慮したスチュワードシップ活動を実施することとしている。 このため、次期中期計画期間における運用受託機関の選任においては、ESGを考慮したスチュワードシップ活動をより積極的に取り組む運用受託機関の選任に努めるとともに、可能な限り低コストでESG指数をベンチマークとするESG投資が可能となるよう、同指数の採用時に要する運用コストについても価格競争の対象とした。 また、運用受託機関を通じて実施したスチュワードシップ活動については、実施状況及び株主議決権行使の結果をホームページで公表した。 さらに、自家運用においてもESG債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債）を購入の上、投資表	評定

						明を行った。 これらのことから、a 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1－3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
20 歳から 39 歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに 25%	20.1%	(目標 21.0%) 21.2%	(目標 22.0%) 21.8%	(目標 23.0%) 22.2%	(目標 24.0%) 22.1%	(目標 25.0%) 21.6%	予算額（千円）	588, 690	669, 780	656, 750	741, 201	862, 992
	前年度より 1 ポイント増加		1.1 ポイント増加 (21.2% -20.1%)	0.6 ポイント増加 (21.8% -21.2%)	0.4 ポイント増加 (22.2% -21.8%)	0.1 ポイント減少 (22.1% -22.2%)	0.5 ポイント減少 (22.1% -21.6%)	決算額（千円）	583, 502	662, 545	644, 938	736, 294	839, 033
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに 17%	9.3%	(目標 10.4%) 10.5%	(目標 12.5%) 12.7%	(目標 14.1%) 14.9%	(目標 15.7%) 17.9%	(目標 17.0%) 21.6%	経常費用（千円）	583, 577	660, 864	644, 363	736, 525	840, 156
	前年度より 1.6 ポイント増加		1.2 ポイント増加 (10.5% －9.3%)	2.2 ポイント増加 (12.7% －10.5%)	2.2 ポイント増加 (14.9% －12.7%)	3.0 ポイント増加 (17.9% －14.9%)	3.0 ポイント増加 (21.6% －17.9%)	経常利益（千円）	13, 439	7, 237	21, 785	14, 401	35, 906
								行政コスト（千円）	575, 326	668, 048	644, 363	736, 556	840, 156
								従事人員数	5. 96	5. 96	5. 96	5. 96	5. 96

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
					業務実績	自己評価																						
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			B	評価																					
	農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。 （１）政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	（１）政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増	（１）政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、令和4年度末までに令和3年度末から1ポイント増加させるか、又は25%に拡大します。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに25%に拡大したか。	＜主要な業務実績＞ 令和4年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者（推計）に対する同年齢層の被保険者数の割合は、21.6%（推計）となり、令和4年度計画の目標（25%）を3.4ポイント下回った。 令和4年度計画の目標（25%）を下回った主な要因は、新型コロナウイルス感染症について、いわゆる第6波の感染拡大を受けた令和4年1月21日～3月21日の「まん延防止等重点処置」の影響により、感染症対策が一層強化される中で、令和4年度当初から加入推進に向けた各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進そのものが大きく制約され、同年8月19日には第7波期間中に、26万1,004人と全国で過去最多の感染者数となり、その後同年11月から令和5年1月にも第7波に準じる第8波が生じたこと等により、引き続き各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものが大きく制約されたことによる。 加えて、令和4年度は、国内において高病原性鳥インフルエンザがシーズンとして過去最速の10月28日に1例目が確認されて以来、25道県76事例発生し、過去最多の約1,478万羽が殺処分（令和5年2月12日時点）となっているが、この発生県においては、加入促進を担当する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関の職員も作業に対応し、多忙な時期が継続した状況であった。 このような中、農業者の高齢化や減少が進む中で新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、後述の加入推進活動を実施した結果、若い農業者は前年度並（9割弱の1,227人）を確保することができた。 【20歳から39歳までの基幹的農業従事者と被保険者数の減少状況（平成29年を1とした場合の割合）】 <table><tr><td></td><td>基幹的農業従事者</td><td>被保険者</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>93.9%</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>88.2%</td><td>95.7%</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>84.3%</td><td>93.0%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>80.5%</td><td>88.3%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>76.7%</td><td>82.3%</td></tr></table> ※令和元～4年度の基幹的農業従事者の割合は推計値		基幹的農業従事者	被保険者	平成29年度	100%	100%	平成30年度	93.9%	98.7%	令和元年度	88.2%	95.7%	令和2年度	84.3%	93.0%	令和3年度	80.5%	88.3%	令和4年度	76.7%	82.3%	＜評価と根拠＞ 評価：b 令和4年度末時点での20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者（推計）に対する同年齢層の被保険者数の割合は、21.6%となり、令和3年度末の22.1%より0.5%減少し、令和4年度の計画（目標）の25%より3.4%下回ったことから達成度合は86.4%(21.6%／25%)となりc評価相当であるが、コロナ禍の下、加入推進活動を自粛せざるを得ないという未曾有の外部要因の影響が前年度に引き続きあったところである。 特に、令和4年度は、新規感染者数が前年度よりも大幅に増加したこと等により、加入推進活動に対する制約は令和3年度に引き続き更に厳しいものとなった。 一方、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数については、令和4年度は平成29年度に対して76.7%（推計）まで減少する中、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、加入推進を行った結果、新規加入者数は前年度並（9割弱の1,227人）を確保し、被保険者数は82.3%の減少に止まっていることを踏まえてb評価とした。	評価
	基幹的農業従事者	被保険者																										
平成29年度	100%	100%																										
平成30年度	93.9%	98.7%																										
令和元年度	88.2%	95.7%																										
令和2年度	84.3%	93.0%																										
令和3年度	80.5%	88.3%																										
令和4年度	76.7%	82.3%																										

	我が国の 経済社会や 農業・農村 の構造変化 が進み、次 世代の農業 を担ってい こうとする 者を確保す ることが農 政上の喫緊 の課題とな っているた め、新規就 農者など農 業の将来を 支える若い 担い手の育 成及び確保 に資するよ う、政策支 援の対象と なり得る若 い農業者に 重点を置い た普及推進 を図り、そ の加入の拡 大を目指 す。	加させる か、又は平 成 34 年度 末までに 同割合を 25 % に 拡 大する。				(評定区分) s : 数値の達成度合が 120%以 上で顕 著な成果がある a : 数値の達成度合が 120%以 上 b : 数値の達成度合が 100%以 上 120%未満 c : 数値の達成度合が 80%以上 100%未満 d : 数値の達成度合が 80%未満	
	(2) 女性農業 者の加入の 拡大 女性農業 者は農業就 業者の 4 割 を占め、女性 が参画して いる農業経 営体ほど販	(2) 女性農業 者の加入の拡 大 女性農業 者が、老後生 活への不安 を払拭しつ つ、農業経営 に積極的に 関与できる	(2) 女性農業 者の加入の拡 大 女性の基幹 的農業従事者 に対する農業 者年金の被保 険者の割合を、 令和 4 年度末 までに令和 3	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・女性の基幹的農業 従事者に対する農 業者年金の被保険	<主要な業務実績> 令和 4 年度末における女性の基幹的農業従事者（推計）に対する被保険者数の割合は、 21.6%（推計）となり、令和 4 年度計画の目標(17%)を 4.6 ポイント上回るとともに、令和 3 年度末(17.9%)から 3.7 ポイント増加となり、令和 4 年度計画の目標(1.6 ポイント増加)を 2.1 ポイント上回った。	<評定と根拠> 評定：a 令和 4 年度末時点での女性の基 幹的農業従事者（推計）に対する 被保険者数の割合は、21.6%とな り、令和 3 年度末の 17.9%より 3.7%増加し、令和 4 年度の計画（目 標）の 17.0%より 4.6%上回り、年 度計画及び中期計画の目標をとも に達成したところである。また、	評定

	売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。 他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要がある。 このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組	こととなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。	年度末から1.6ポイント増加させるか、又は17%に拡大します。	者の割合が令和4年度末までに17%に拡大したか。		女性被保険者の割合で見れば達成度合は127%（21.6%/17.0%）となり、コロナ禍にあって、加入推進活動が制約される中、目標を達成したことからa評価とした。 （評価区分） s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	
--	---	---	--	---------------------------------	--	--	--

	を強化し、その加入の拡大を目指す。							
	(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。 このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。	(3) 加入推進活動の実施 上記(1)及び(2)の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることとなる加入推進の取組を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。 また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施	(3) 加入推進活動の実施 上記(1)及び(2)の目標達成に向け、以下の活動を行います。 ア 制度改正(若い農業者における保険料の納付下限額の引下げ及び加入可能年齢の引上げ)等を踏まえ、「令和4年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。 イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小(新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか)。 ア 毎年度、加入推進の取組に関する方針を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。 イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業	<主要な業務実績> ア 若い農業者及び女性農業者に重点的に加入を勧めることや、令和4年施行の制度改正(若い農業者における保険料の納付下限の引下げ及び加入可能年齢の引上げ等)を踏まえた加入推進を図ること等を明確にした「令和4年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和4年4月1日付けで各業務受託機関に発出した。4月20日、21日には、業務受託機関の担当者会議等を新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、東京会場への参加が困難な者は Web 参加するハイブリット方式により開催し、制度改正を含めて取組方針の周知徹底を図った。 当該会議等では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、路線バスの車体広告の掲載や運転手席の後部座席にデジタルサイネージによる広告、ラジオ放送や Google のディスプレイ広告や YouTube 動画広告の活用やツイッターを活用し、動画配信等、SNS の活用などコロナ禍でも対応可能な取組事例の紹介を行う等、例年に比べ取組が困難な中でも、着実に加入推進が図られるよう対応した。 イ 加入推進活動のリーダーを対象とする加入推進特別研修会については、6月17日開催の福島県を皮切りに全国各地で開催し、10月14日をもって、全国で対応済みであり、基金が制度改正内容を反映させて新たに作成した DVD の視聴や都道府県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明、基金からの加入推進事例等の情報提供等を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、各県の業務受託機関と調整して Web 開催も実施する等工夫して開催した。 ウ 都道府県毎に新規加入者数の目標を設定させて、進捗管理を行い、毎月都道府県毎の新規加入者数等の情報を「加入推進ニュース」として業務受託機関に提供した。 令和3年度における目標達成状況が低調だった9県を重点県に指定し、これらの各県に対して、市町村データ等を提供し、重点市町村・JA の登録を行わせた。ブロック会議において、各県段階における加入推進状況について情報共有・意見交換を行うとともに、重点県傘下の重点市町村・JA の登録を行わせ、加入推進強化月間等に加入推進ポスターを配布して周知活動を促進した。また、県段階の業務受託機関が主導して重点市町村・JA における意見交換が行われ、基金からも要請に応じて役職員が出席し、巡回意見交換を行った。 9県の中でも目標達成状況がさらに低調だった2県(A県、B県)を特別重点県に指定した。基金・全国農業会議所・全国農業協同組合中央会・特別重点県の業務受託機関による5者協議を各県において6月に開催して、当該各県の特別活動計画について協議・策定を通じて取組を推進したところであり、A県においては、農業会議が中心となり10市町村を重点市町村として巡回指導・意見交換、5件の戸別訪問を行っており、B県においては、12月、1月以降に5重点市町村との意見交換を行った。	<評定と根拠> 評定：b 以下のとおり、コロナ禍にあつて、工夫して取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めたことに加え、取組をより強化するため取組方針を適宜改定して周知するとともに、令和4年の農業者年金制度改正内容を普及資材に反映させるなどの取組を進めたところである。 ア 市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者を重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針を作成し、前年度以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、令和4年度は現地開催の参加が困難な者は Web 参加するハイブリット方式にする等工夫しながら業務受託機関に対する担当者会議等を開催して取組方針を説明し、周知徹底に取り組んだ。また、コロナ禍で対応が制約される中、制度改正にも対応して理事長通知の改正等を円滑に行いつつ受託機関への周知徹底を図った。 イ 「加入推進特別研修会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がある中、Web を活用するなど工夫しながら着実に研修会を実施し、制度改正の内容を含めた制度内容の DVD を必ず視聴するなど理	評定	

		施する。 会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ります。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和３年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施します。	会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和元年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。		解増進や加入推進活動の推進に取り組んだ。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、重点都府県及び特別重点県を指定するとともに、当該県の重点市町村・JAを登録させ、加入推進強化月間を設けての周知活動や特別活動計画の策定等を指導するなど、前年度以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し制限を受ける中で、可能な限りの対応を図り、加入推進の取組を推進した。 これらのことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(４) 加入推進活動の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケ	(４) 加入推進活動の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・効果的な加入推進を図る観点から、	<主要な業務実績> ア 新規加入者アンケート調査を実施した結果、 ・加入の決め手については、新型コロナウイルス感染症の影響により戸別訪問等の取組が制約される中、全体として「家族からの勧め」の割合が高く、特に若い女性ほどその割合が高いこと、 ・「殆ど農業者年金制度を知らなかった」「全く知らなかった」は合わせて６割で、若い人（20～29 歳）ほどその割合が高く、そのうち、就農時期０～２年前で約７割、３～５年前で約６割となっていること、 ・制度を知っていて加入しなかった理由については、「加入に必要な詳しい説明を聞く機	<評定と根拠> 評定：b 新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の検証結果や取組事例を経て、業務受託機関に提示して協議し、より効率的な取組の推進に努	評定	

		ート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。	業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。	新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。	会がなかった」ことが最も多かったこと等を把握した。 イ 業務受託機関の活動実績や優良事例調査等の結果を検証したところ、 ・女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること、 ・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均よりも多く実施していること 等を把握した。 また、ブロック会議等の場を活用して、効果的な取組事例の把握等に努めた。 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等に関しては、令和３年度は、６月頃までは前年度を上回ったものの平年を下回り、さらに感染が拡大した７月以降は、ほぼ前年度も下回る状況となったが、令和４年度においては、感染者数が減少傾向にあった５月などにおいて新規加入者数が前年度実績を上回る月も一部あったが、全般的に前年度を下回る期間が続いたところである。 一方、このような中、コロナ禍でも対応可能な取組として、路線バスの車体広告の掲載やデジタルサイネージによる広告、ラジオ放送や SNS による取組など工夫して対応している業務受託機関がみられた。こうした検証結果や取組事例については、随時ブロック会議等の場を活用して、都道府県段階の業務受託機関に提示して、取組の徹底と改善に向けて協議を行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、戸別訪問の取組の強化を図ることとした。コロナ禍でも対応可能な工夫した取組を推進するよう都道府県段階の業務受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要請する等取組を推進した。	めたことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(４) ホームページ等による情報の提供 ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分	(５) ホームページ等による情報の提供 農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めると	(５) ホームページ等による情報の提供 ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・民間企業が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。 <評価の視点> ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を	<主要な業務実績> ア 制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け（政策支援の内容等を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳越えの農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの）のリーフレットについて、令和４年施行の制度改正の内容を反映して作成し、新規就農者が集まる機会、JA の青年部組織の会合、就農フェス等の新規就農希望者が集まる機会等を活用して配布・説明等を行えるよう、また、他県等での加入推進の優良事例を掲載し、業務受託機関に対し提供した。令和４年から適用される制度改正内容を反映した制度説明用動画を新たに作成し、加入推進特別研修会で活用し、この動画は何度でも観れるようホームページに掲載した。 当該パンフレットやリーフレット、動画のほか、加入者・受給者の声の紹介、JA 青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーと理事長との農業者年金の魅力についての対談記事、加入推進用資材の情報をホームページに掲載するとともに、農業者向け Web サイト「マイナビ農業」や農林水産省経営局が配信している「農水省・農業経営者ネッ	<評価と根拠> 評価：a コロナ禍にあって、以下のとおり、取組を進めた。 ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広く Web サイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正の内容を各	評価	

	かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。	ともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。 なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性	用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供します。 また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供します。	周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。 また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供したか。	ト」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」におけるメルマガ、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」に制度のPR記事を掲載した。	イ ホームページについては、セキュリティの維持・向上に努めた結果、請負業者によるWebの脆弱性診断において、「セキュリティ面での安全性は高いと考えられる」との評価を受けた。また、アクセシビリティ・ユーザビリティの点では、民間企業が中央省庁・独立行政法人等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査において、令和4年当該調査はレベルEとなり、昨年の当該調査のDランクを下回った。これは、評価基準（5項目）のうち、コンテンツ表現（ページ内の文字表記、表現の適切さ）が基準を上回らなかった（98%以上）ためであるが、97.8%と依然として高い割合を維持しており、他の評価項目も十分基準を上回っている。（調査対象法人 87 法人中、C：1 法人、D：6 法人、E以下：80 法人）	ウ 多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対する研修会やイベントの開催が、新型コロナウイルス感染症の影響により制約されている状況を踏まえ、全国農協青年組織協議会会長及び全国女性農業委員ネットワーク会長を、加入推進活動を広域的に展開する広域推進協力員として委嘱し、加入推進特別研修会等の講師として研修を進めた。	普及資材に反映させ、制度説明用動画の新規作成と併せて可能なものから随時、ホームページ等により提供した。	イ ホームページについて、セキュリティ、アクセスしやすさ及び使いやすさの維持・向上について努めた。	ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度のPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。	これらのことから、活用可能な手段は網羅的にとられ、取組は十分であり、かつ目標を上回る成果があったことからa評価とした。	（評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	---	---	--	--	---	--	---	--	--	---	--	--	--

			農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。	交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。			
--	--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2－1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 4 業務運営の効率化に関する事項	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	
	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善や、制度改正に伴う農業者年金記録管	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務改善を推進するため、改善点の検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。	＜主要な業務実績＞ 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理等を行い、以下について業務改善の推進を図った。 ・「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）において、業務改革（BPR）行う等の、独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針が示されたこと等を踏まえ、加入者・職員・受託機関等の利便性の向上、事務の効率化を図る観点から、5 月 1 日に制度改正対応委員会を改組し、業務改革推進委員会を設置した。 その後、同委員会下に設置した検討チームによる検討を重ねるとともに、6 月 8 日に業務改革推進委員会を開催し、各業務における中長期的な課題の洗い出しと対応方向等について議論を行った。 12 月 13 日の役員部課長会において、検討チームによる、	＜評定と根拠＞ 評価：B 業務改善に向けた組織の構築や対応等の実施及び、進捗管理を行い、取組は十分であることから、B 評定とした。 （評定区分） S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要す	評価	

	実に推進する。	善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	理システムの改修等を適正に推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行います。 これらの業務改善について、工程表を作成し、進捗管理を行います。 その際、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進します。	課題の対応方針及び、情報システム関係タスクフォースの設置について検討を行った。 令和５年３月１４日に業務改革推進委員会を開催し、各業務における課題等への対応状況について報告を行うとともに、第５期中期目標（令和５年度～令和９年度）において、これまで以上に運営経費の抑制の取組を強化するための検討について、議論を行った。 ・今後予定されている戸籍情報連携、国民年金基金連合会への情報提供等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について検討を行った。 また、共通申請システムの導入についても、外部コンサルタント（支援業者）を活用し、プラットフォームの検討を行った。 ・マイナンバー利用事務については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）において示された事項のうち、農業者年金に関する事項の実施時期等やマイナンバーの直接取得方式についての検討を行い、公的給付支給等口座情報連携及びマイナンバー直接取得に係るシステム改修を行い、令和５年３月２７日から公的給付支給等口座情報連携による情報取得及びマイナンバーの直接取得の運用を開始した。	る D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	----------------	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2－2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14%（29 年度）	30.66% （対前年比 117.3）	34.07% （対前年比 111.1）	35.20% （対前年比 103.3）	35.44% （対前年比 100.7）	35.45% （対前年比 100.0）	
			農業協同組合 32.11%（29 年度）	35.70% （対前年比 111.2）	38.36% （対前年比 107.5）	40.09% （対前年比 104.5）	40.32% （対前年比 100.6）	41.27% （対前年比 102.4）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 電子化の推進 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。特に、農業者年金記録管理シス	2 電子化の推進 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目	2 電子化の推進 ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進します。 また、政府が進める行政手続きにおける書面規制・押印対面規制の抜本的見直しについて、年金加入者からの届出等のオンライン化の検討を			A	評価	

	テムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。	指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。	行います。 なお、情報システム整備方針に則り適切に対応し、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組みます。				
	(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進 利用可能な業務受託機関の全てが利用することを目指し、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同シ	(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進 基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同シ	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか。 ・同システムを利用した届出書等の作成割合が前年度実績を上回ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和4年度業務担当者会議」（令和4年4月開催）において、「令和4年度農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」(以下「普及拡大取組方針」という。)の案について説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼するとともに、令和4年7月20日付けで普及拡大取組方針を全業務受託機関に通知した。 ② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ（令和4年度：21 府県 延べ30 日、令和3年度：16 県 延べ22 日）。 また、新型コロナウイルス感染症対策等のため、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）を活用するよう、「令和4年度農業者年金業務担当者会議」（令和4年4月開催）及びブロック会議（令和4年10・11月開催）において周知した。 これらの取組により、令和5年3月末現在のシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会及び農業協同組合ともに令和3年度実績を上回った。	＜評定と根拠＞ 評定：b 都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議においてシステム利用を働きかけるとともに、全業務受託機関に対して、システムの普及拡大取組方針を通知し、利用普及を図った。 また、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット、操作方法の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組むなどしたことにより、農業委員会及び農業協同組合ともに、令和4年度の農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が令和3年度実績を上回った（農業委員会：100%、農業協同組合：102%）ことから、b 評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%	評定	

	システムの更なる利用の促進に取り組む。 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。	遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合が令和３年度実績を上回るようにします。		【システムを利用した届出書等の作成割合】 <table><tr><td>業務受託機関</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>35.44%</td><td>35.45%</td></tr><tr><td>農業協同組合</td><td>40.32%</td><td>41.27%</td></tr></table>	業務受託機関	令和３年度	令和４年度	農業委員会	35.44%	35.45%	農業協同組合	40.32%	41.27%	未満 d：数値の達成度合が80%未満	
業務受託機関	令和３年度	令和４年度													
農業委員会	35.44%	35.45%													
農業協同組合	40.32%	41.27%													
	（２）マイナンバーによる情報連携 適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。	（２）マイナンバーによる情報連携 適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組みます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。	<主要な業務実績> マイナンバーによる情報連携については、 ① 政策支援加入者の地方税関係情報（農業所得額）及び農業者年金加入者の国民年金情報の照会作業を毎月行ったほか、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届の提出時における再確認該当者の地方税関係情報（農業所得額）の照会を令和４年７月に行った。 また、これらの作業を通じて得たノウハウについては、作業マニュアルの見直しに活かし、円滑かつ適切な事務を行った。 ② 公的給付支給等口座情報連携については、デジタル庁から詳細な制度設計の変更が示される中で、これも踏まえつつ令和４年度中の運用開始に間に合うように計画的にシステム改修を行った。また、これに関連するマイナンバーの直接取得に係るシステム改修も計画的に進め、令和５年３月27日から公的給付支給等口座情報連携による情報取得及びマイナンバーの直接取得の運用を開始した。 ③ 今後予定されている情報連携（戸籍情報連携、国民年金基金連合会への情報提供等）については、令和４年12月にデジタル庁から示された公共サービスメッシュへの対応も見据え、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用し、業務手順の見直しや情報連携	<評定と根拠> 評定：a マイナンバーによる情報連携については、 ① 情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、業務手順の見直しを行いながら、政策支援加入者の地方税関係情報、農業者年金加入者の国民年金情報等の照会作業を着実かつ継続的に実施し、農業者年金事業の実施に活用していること ② 公的給付支給等口座情報連携及びマイナンバーの直接取得について、デジタル庁から口座情報連携の詳細な制度設計の変更が示される中で、これも踏まえつつ令和４年度中の運用開始に間に合うよう計画的にシステム改修を行った結果、令和５年３月27日から公的給付支給等口座情報連携による情報取得及びマイナンバーの直接取得の運用を開始できたこと ③ 今後予定されている情報連携（戸籍情報連携、国民年金基金連合会への情報提供等）については、デジタル庁から示された公共サービスメッシュへの対応も見据え、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント（支援業者）を活用	評定									

					システムの開発・運用・管理について検討した。	し、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について検討したことから、情報連携関連で着実な進展が図られていることを踏まえ a 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	--	--	------------------------	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2－3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率	効率化除外経費を除き対前年度比△3%以上	△3.0%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△4.5%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)	△4.5%(平成30年度予算と令和元年度予算の比較)	△3.0%(令和元年度予算と令和2年度予算の比較)	△3.0%(令和2年度予算と令和3年度予算の比較)	△3.0%(令和3年度予算と令和4年度予算の比較)	5カ年年平均 △3.6%
	事業費削減率	対前年度比△1%以上	△4.7%(平成28年度予算と平成29年度予算の比較)	△1.1%(平成29年度予算と平成30年度予算の比較)	△1.1%(平成30年度予算と令和元年度予算の比較)	△1.0%(令和元年度予算と令和2年度予算の比較)	△1.0%(令和2年度予算と令和3年度予算の比較)	△1.0%(令和3年度予算と令和4年度予算の比較)	5カ年年平均 △1.0%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価							
					業務実績		自己評価								
	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制				B	評価							
	(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3％以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1％以上の削減を行う。 このため加入者等に対するサ	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で3％以上、事業費（業務委託費）については、対前年度比で1％以上の削減を行います。 このため加入者等に対するサー	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ① 令和4年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3％以上削減するという計画に対して、前年度比で3.0％の削減となった。 (単位：千円、％) <table><tr><th></th><th>3年度予算</th><th>4年度予算</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費のうち効率化対象経費</td><td>244,819</td><td>237,472</td><td>△3.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和3年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費、情報提供ネットワークバージョンアップ対応経費等） 令和4年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費、マイナンバーシステムに要する経費等）		3年度予算	4年度予算	削減率	一般管理費のうち効率化対象経費	244,819	237,472	△3.0	<評定と根拠> 評定：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3％以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△3.0％となったことから、b評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120％以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120％以上 b：数値の達成度合が100％以上120％未満 c：数値の達成度合が80％以上100％未満 d：数値の達成度合が80％未満	評価
	3年度予算	4年度予算	削減率												
一般管理費のうち効率化対象経費	244,819	237,472	△3.0												

	ービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。 総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 (注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。	つ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。 総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。 (注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。														
			<主な定量的指標> ・事業費削減率。 <その他の指標> － <評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ② 令和4年度の事業費(業務委託費)については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0%の削減となった。 (単位:千円、%) <table><tr><td></td><td>3年度予算</td><td>4年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務委託費のうち効率化対象経費</td><td>1,854,541</td><td>1,835,994</td><td>△1.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和3年度:無 令和4年度:無		3年度予算	4年度予算	削減率	業務委託費のうち効率化対象経費	1,854,541	1,835,994	△1.0	<評定と根拠> 評定:b 事業費(効率化除外経費を除く。)については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0%となったことから、b評定とした。 (評定区分) s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a:数値の達成度合が120%以上 b:数値の達成度合が100%以上120%未満 c:数値の達成度合が80%以上100%未満 d:数値の達成度合が80%未満	<table><tr><td>評定</td><td></td></tr></table>	評定	
	3年度予算	4年度予算	削減率													
業務委託費のうち効率化対象経費	1,854,541	1,835,994	△1.0													
評定																
(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見	(2) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏ま	(2) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・国家公務員の状況を踏まえた給与規程の見直しの実	<主要な業務実績> 令和4年度人事院勧告については、令和4年8月8日に行なわれたところである。これにより改正された国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においても見直しを行った。 また、令和4年度における規程の見直し内容については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報酬水準及び職員の給与	<評定と根拠> 評定:b 国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程の見直しを行った。 また、その見直し内容、令和3年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指	<table><tr><td>評定</td><td></td></tr></table>	評定									
評定																

	直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	え、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）を毎年度公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）を公表します。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表します。	施。当該見直し内容及びラスパイレース指数の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表。 ＜評価の視点＞ ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレース指数を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか	水準の妥当性の検証結果とともに、基金ホームページにおいて令和５年６月に公表することとしている。 なお、令和３年度の給与水準の適正化の取組の進捗状況等についても基金ホームページにおいて令和４年６月に公表した。 <table><tr><th colspan="2">【対国家公務員地域・学歴別指数】</th></tr><tr><td>令和３年度</td><td>98.6</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>98.5</td></tr></table>	【対国家公務員地域・学歴別指数】		令和３年度	98.6	令和２年度	98.5	数）、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果を令和４年６月末にホームページで公表したことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
【対国家公務員地域・学歴別指数】													
令和３年度	98.6												
令和２年度	98.5												

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2－4	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一者応札・応募件数	前中期計画期間の平均（6 件）以下		6 件	1 件	2 件	1 2 件	1 5 件	
	随意契約件数	前中期計画期間の平均（8 件）以下		8 件	5 件	7 件	4 件	6 件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期目	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期目	＜主な定量的指標＞ ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 ＜その他の指標＞ ・一般競争入札等の実施。 ＜評価の視点＞ ・契約について、原則として一般競争入札によるものとするほか、適正化を推進しているか。	＜主要な業務実績＞ 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、入札案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホームページで公表するとともに、オープンカウンター方式による調達を行った。 令和 4 年度における競争性のない随意契約は 6 件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標（8 件以内）を下回った。 一方、一者応札・応募数は 15 件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標（6 件以内）を上回り未達である。 一者応札・応募件数のうち主なものは、記録管理システム改修等の案件が 6 件、印刷関係の案件が 4 件だった。目標件数を上回った要因としては、一般的にシステム関係の契約については現行契約事業者が有利であり一者応札になる傾向が強く、また、記録管理システムは昭和 40 年代から一事業者により開発されており、過去からの年金制度を熟知していないと対応が難しいこと等があげられる。印刷については、原材料の高騰（木材、原油、石炭などの資源高）と円安の進行などによる印刷用紙代と電力価格の急激な高騰により、過去の契約実績額を勘案すると価格面での厳しさが入札参加者を減少させた要因と考えられる。 なお、これらの要因を除けば 5 件であり、目標件数を下回	＜評定と根拠＞ 評定：B 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組を行った結果、随意契約件数は目標件数を下回ったが、一者応札・応募件数は目標件数を上回った。 一者応札・応募件数が目標件数を上回った要因は、記録管理システム改修等の案件において対応できる受注業者が限定されたこと、印刷の案件において原材料の高騰（木材、原油、石炭などの資源高）と円安の進行などによる印刷用紙代と電力価格の高騰が入札参加者減少に影響したことが考えられる。これらのやむを得ない理由を除けば、実質的な一者応札応募件数は 5 件（15 件-10 件）であることから B 評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回	評価	

		標期間の件数の 平均以下となる ようにする。	標期間の件数の 平均以下となる ようにします。		る結果となった。 契約については原則として一般競争入札で公告期間は 30 日間とし、少額随意契約を除く随意契約については契約締結 前に契約審査委員会に付議し、審査を受けている。	る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要す る D：取組はやや不十分であり、抜本的な改 善を要する	
--	--	------------------------------	-------------------------------	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2－5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評価		
	(1)組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1)組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1)組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行います。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的 点検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 <評価の視点> ・組織体制及び人員配置について継続的な点検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行っているか。	<主要な業務実績> 職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直しや弾力的な人員配置を行った。 具体的には、自己都合退職（IT 職職員 1 名、事務系総合職職員 1 名）に伴う欠員補充のため、8 月 1 日付けで IT 職職員 1 名、10 月 1 日付けで事務系総合職職員 1 名を採用した。さらに令和 5 年 6 月 1 日付けで事務系総合職職員 1 名を採用する予定である。また、運用課の退職者の後任には、非常勤職員を配置する等、弾力的な人員配置を行った。 <主要な業務実績> ① ワークライフバランスの改善について ア 定時退庁の推進、超過勤務の縮減及び計画的な業務の	<評価と根拠> 評価：b 組織体制及び人員配置について、継続的な点検を行い、必要な組織体制等 の見直しを行ったことから、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する <評価と根拠> 評価：b 働き方改革の推進について、ワークライ	評価		

	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> - ワークライフバランスの改善。 - 専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 <評価の視点> - ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。	執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知しており、特に超過勤務については、管理職への事前登録を徹底するなど縮減に努めている。ただし、令和4年度については、第4期中期計画の最終年度であることによる取りまとめ作業及び第5期中期計画の策定作業等により、超過勤務時間については前年度より増えている。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、テレワークを推進した。 今後も国の動向を見ながらワークライフバランスの改善に取り組んでいく予定としている。	フバランスの改善に取り組んでおり、人材育成も行ったことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(3) 情報システムの整備及び管理 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の	(3) 情報システムの整備及び管理 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の	(3) 情報システムの整備及び管理 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体		<主要な業務実績> PMO の設置等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント(支援業者)を活用し、他法人での設置状況等の調査を行い、体制整備について検討を開始した。	<評価と根拠> 評価：b PMO の設置等については、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から外部コンサルタント(支援業者)を活用し、他法人での設置	評価	

	体制整備を検討する。	体制整備を検討する。	制整備を検討します。			状況等の調査を行い、体制整備について検討を開始したことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	------------	------------	------------	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 3	財務内容の改善に関する事項			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第 5 財務内容の改善に関する事項	第 3 財務内容の改善に関する事項	第 3 財務内容の改善に関する事項			B	評定		
	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第 4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行います。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・「第 2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。	<主要な業務実績> 第 4 期中期計画期間（平成 30 年度～令和 4 年度）においては、業務の効率化を進め、一般管理費（※）については、毎年度平均で対前年度比 3 % 以上、事業費（業務委託費）については毎年度平均で対前年度比 1 % 以上の削減を行うこととしており、この方針通り令和 4 年度計画の予算を作成し、運営を行った。 ※人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。	B	評定		
							評定		
						<評定と根拠> 評定：b 業務の効率化に関する事項を踏まえた令和 4 年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する			

	2 決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。	<主要な業務実績> セグメント情報を令和4年度決算において整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。 なお、令和3年度決算においても基金ホームページにおいて令和4年8月に公表した。	<評価と根拠> 評価：b セグメント情報を令和3年度決算において整理し、令和4年8月に基金ホームページで公表したことから、b評価とした。 (評価区分) b：速やかに開示している d：速やかに開示していない	評価	
	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏ま	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の業務)ごとに令和4年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前(令和4年12月末)までに再配分を行った。	<評価と根拠> 評価：b 収益化単位の業務ごとに令和4年度予算の当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	

	え、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	務ごとに予算と実績を管理する体制を構築します。																
4	貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	(4)貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、債権分類の見直し及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。	＜主要な業務実績＞ 全ての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権について、令和4年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、令和5年2月に農地等担保物件の評価の見直しを行った。 なお、農地等割賦売渡金債権の管理・回収については、令和4年11月をもって終了した。 ※令和4年度債権分類及び担保物件評価の見直し実績：15件	＜評定と根拠＞ 評定：b すべての債権について、債権分類の見直しを行いこれに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても評価の見直しを行ったことからb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定												
5	長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮	(5)長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利	(5)長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 ＜評価の視点＞ ・極力有利な条件での借入れを行っているか。	＜主要な業務実績＞ 法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。	<table><tr><td>借入年月日</td><td>借入れの相手方(金融機関数)</td><td>借入金額(百万円)</td><td>借入利率(平均金利)</td><td>償還期限</td></tr><tr><td>令和5年2月6日</td><td>1機関</td><td>68,900</td><td>0.000%</td><td>令和6年8月6日</td></tr></table>	借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限	令和5年2月6日	1機関	68,900	0.000%	令和6年8月6日	＜評定と根拠＞ 評定：a 世界的に金利は上昇傾向にあり、国内においても金融緩和政策が一部見直される等、金利の環境に変化がみられる中、支援業者と連携し、入札参加者への丁寧な招へい活動を行うことで、市中金融機関からの需要を把握した。今後の年金給付費の推移や償還金額等も勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、借入期間を調整するなど有利な条件（事実上最も低い0.000%）での借入れが行えたことから、a	評定	
							借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限								
令和5年2月6日	1機関	68,900	0.000%	令和6年8月6日															

	し、極力有利な条件での借入れを図る。	な条件での借入れを図る。	借入れを図ります。	・競争入札における応札倍率：2.91 倍 ・入札日（5年1月24日）における市中金利 国債：▲0.014%、政府保証債：0.048% ・同時期実施の特別会計（※）借入金（5年）：0.050% （※）国有林野事業債務管理特別会計 ・基金のIR活動先 8金融機関 (参考) 日本銀行によるマイナス金利導入（平成28年1月29日）後の借入状況 <table><tr><th>借入年月日</th><th>応札倍率</th><th>借入利率 （平均金利）</th><th>借入期間</th></tr><tr><td>平成29年2月3日</td><td>2.35</td><td>0.1022%</td><td>5年</td></tr><tr><td>29年11月2日</td><td>4.93</td><td>0.087%</td><td>4年程度</td></tr><tr><td>30年2月2日</td><td>3.97</td><td>0.038%</td><td>3年程度</td></tr><tr><td>30年11月5日</td><td>5.76</td><td>0.000%</td><td>1年程度</td></tr><tr><td>31年2月5日</td><td>4.71</td><td>0.000%</td><td>4年程度</td></tr><tr><td>令和2年1月31日</td><td>4.12</td><td>0.000%</td><td>3年</td></tr><tr><td>3年2月1日</td><td>4.87</td><td>0.000%</td><td>3年</td></tr><tr><td>4年2月1日</td><td>4.49</td><td>0.000%</td><td>1年半</td></tr><tr><td>5年2月6日</td><td>2.91</td><td>0.000%</td><td>1年半</td></tr></table>	借入年月日	応札倍率	借入利率 （平均金利）	借入期間	平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年	29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度	30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度	30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度	31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度	令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年	3年2月1日	4.87	0.000%	3年	4年2月1日	4.49	0.000%	1年半	5年2月6日	2.91	0.000%	1年半	評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
借入年月日	応札倍率	借入利率 （平均金利）	借入期間																																											
平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年																																											
29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度																																											
30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度																																											
30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度																																											
31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度																																											
令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年																																											
3年2月1日	4.87	0.000%	3年																																											
4年2月1日	4.49	0.000%	1年半																																											
5年2月6日	2.91	0.000%	1年半																																											

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価							
					業務実績		自己評価								
		第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画				B	評価							
							B	評価							
		別 紙	別 紙	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減率。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化による	＜主要な業務実績＞（再掲） 令和 4 年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で 3 % 以上削減するという計画に対して、前年度比で 3. 0 % の削減となった。 (単位：千円、%)<table><tr><th></th><th>3 年度予算</th><th>4 年度予算</th><th>削減率</th></tr><tr><td>一般管理費のうち効率化対象経費</td><td>244, 819</td><td>237, 472</td><td>△3. 0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和 3 年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費、情報提供ネットワークバージョンアップ 対応経費		3 年度予算	4 年度予算	削減率	一般管理費のうち効率化対象経費	244, 819	237, 472	△3. 0	＜評価と根拠＞ 評価： b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で 3 % 以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△ 3. 0 % となったことから、 b 評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が 120 % 以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が 120 % 以上 b：数値の達成度合が 100 % 以上 120 % 未満 c：数値の達成度合が 80 % 以上 100 % 未満	評価
						3 年度予算	4 年度予算	削減率							
一般管理費のうち効率化対象経費	244, 819	237, 472	△3. 0												

			ものであるか。	等) 令和4年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費、マイナンバーシステムに要する経費等）	d：数値の達成度合が80%未満									
			＜主な定量的指標＞ ・事業費削減率。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	＜主要な業務実績＞（再掲） 令和4年度の事業費（業務委託費）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1％以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0%の削減となった。 (単位：千円、％) <table><tr><td></td><td>3年度予算</td><td>4年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務委託費のうち効率化対象経費</td><td>1,854,541</td><td>1,835,994</td><td>△1.0</td></tr></table> ※効率化除外経費 令和3年度：無 令和4年度：無		3年度予算	4年度予算	削減率	業務委託費のうち効率化対象経費	1,854,541	1,835,994	△1.0	＜評定と根拠＞ 評定：b 事業費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で1％以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0%となったことから、b評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	評定
	3年度予算	4年度予算	削減率											
業務委託費のうち効率化対象経費	1,854,541	1,835,994	△1.0											
			＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・予算、収支計画、資金計画。 ＜評価の視点＞ ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。 (予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)	＜評定と根拠＞ 評定：b 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定								

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金実績	2 億円（限度額）		－	－	－	－	－	・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は 2 億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は 702 億円
		702 億円（限度額）		－	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		第 5 短期借入金の限度額 1 2 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れの遅延。 2 702 億円 （想定される理由） 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第 5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2 億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、702 億円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額。 <その他の指標> － <評価の視点> ・借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評定と根拠> 評定：－ （評定区分） B：限度額の範囲内である D：限度額の範囲を超えた	評定	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第6－1		職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）							
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー			行政事業レビューシート事業番号：			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	年度末の常勤職員数	74 人以下	29 年度末 74 人	72 人	74 人	71 人	72 人	72 人	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			B	評定		
		1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)			B	評定		
		(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・専門研修の実施。 ・業務量に応じた適正な人員配置。 ＜評価の視点＞ ・専門的知識を有する人材の育成を図る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業	＜主要な業務実績＞ ① 職員研修実施計画に基づき、「令和4年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を4月に実施した。 資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する基本的な研修を令和5年1月18日及び20日にwebにより実施した。 資金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、民間の機関が主催する研修について、7月から10月までの間及び11月から1月までの間に2件通信講座により受講した。その他、資産運用に関するセミナー等について、資金部職員が2件受講した。	＜評定と根拠＞ 評定：b 新任者研修や専門研修を実施し人材の育成を図った。 また、ヒアリング等の実施を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回	評定		

				務量に応じた適正な人員配置を行っているか。 なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 ② 職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努め、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。 (参考1) 期初の常勤職員数 74 人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,330 百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を 74 人とします。 (参考) 人件費総額見込み 740 百万円	<主な定量的指標> ・常勤職員数。 <その他の指標> － <評価の視点> ・常勤職員数が 74 人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 令和4年度末の常勤職員数は 72 人であり、引き続き定員を上回らないよう措置する。	<評価と根拠> 評価： b 令和4年度末の常勤職員は 72 人であることから、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6－2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付の	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。)	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・預貯金の経費への充当。 ＜評価の視点＞ ・積立金の処分が適切であるか。	＜主要な業務実績＞ 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部に充当する予定である。	＜評価と根拠＞ 評価：B 前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、本中期目標期間の最終年度までの間に計画どおり充当する予定であることから、B評価とした。 (評価区分) B：積立金の処分は適切である D：積立金の処分は不適切である	評価	

		ための農業者 年金記録管理 システムの開 発にかかる経 費 (4) 旧年金勘定と 農地売買貸借 等勘定におけ る前中期目標 期間から繰り 越した貸付金 債権の償却に かかる費用 (5) 前中期目標期 間中に自己収 入財源で取得 し、本中期目 標期間へ繰り 越した無形固 定資産の減価 償却に要する 費用等	(3) 旧年金給付の ための農業者 年金記録管理 システムの開 発にかかる経 費 (4) 旧年金勘定と 農地売買貸借 等勘定におけ る前中期目標 期間から繰り 越した貸付金 債権の償却に かかる費用 (5) 前中期目標期 間中に自己収 入財源で取得 し、本中期目 標期間へ繰り 越した無形固 定資産の減価 償却に要する 費用等				
--	--	---	---	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第6－3	内部統制の充実・強化			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCA サイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。			B	評定	
		(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針	(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役員が、基金の目的	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・理事長による内部	＜主要な業務実績＞ ① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」に従って業務に取り組むよう、理事長から新任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事務室内に掲示して周知の徹底を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に周知したこと、また、経営管理会議等において、中期計	評定	

	に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。	を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役職員への周知徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。	統制の取組の指示。 ＜評価の視点＞ ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。	② 令和4年4月から令和5年3月までに経営管理会議を17回開催した。 また、内部統制については、内部統制の推進に関する取組計画等における取組状況を役員部課長会（5月13日及び10月17日開催）において、各課から報告し、点検を行った。 このほか、コンプライアンス委員会（10月17日及び3月14日開催）における取組状況の報告やリスク管理委員会（6月2日及び3月14日開催）における業務運営のリスク把握、顕在化防止、外部の有識者等による点検として運営評議会等の取組を行った。 今後も取組状況を把握して、経営管理会議又は役員部課長会等に報告していくこととしている。 なお、年度計画の進捗管理については、10月17日、1月16日に開催した経営管理会議において、9月末現在、12月末現在の進捗状況を報告し、モニタリング等を行った。	画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施等、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング等を行ったことから、b 評価とした。 <
--	--	--	--	--	--	--

	止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。	因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。	・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。	グ) エ 個人情報保護管理研修 (11 月～12 月 e ラーニング) オ 特定個人情報保護管理研修 (10 月～3 月 e ラーニング) カ 倫理研修 (2 月 スライド閲覧方式) キ メンタルヘルス研修 (10 月 e ラーニング)	s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。	(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するため、リスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理に努めるとともに、上半期と下半期に開催するリスク管理委員会において、リスク管理の状況をモニタリングするなどにより、リスク管理を徹底します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・リスク管理委員会の開催。 <評価の視点> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。	<主要な業務実績> 令和4年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適切なリスク管理が行われるよう、リスク管理項目及び対応方針等一覧及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下、「リスク管理チェックシート」という。)の様式を見直した上で、6月2日に、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和4年度上半期リスク管理委員会を開催し、評価及び対応等の報告・審議を行った。 9月12日及び12月13日に開催した経営管理会議において、リスク管理チェックシート等によるリスク管理の状況(8月末現在及び11月末現在)のモニタリングを行った。 令和5年3月14日に、令和4年度下半期リスク管理委員会を開催し、リスク管理項目及びリスク管理チェックシートの評価及び対応等の評価・審議を行うとともに、令和5年度におけるリスク管理行動計画を策定した。	<評定と根拠> 評定 : b リスク管理行動計画に沿い、外部専門家の出席を得て、リスク管理委員会を開催し、リスク管理マニュアルの見直し等を行うとともに、経営管理会議においてモニタリングを行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定
	(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画(注)に重	(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー	<主要な業務実績> 「令和4年度内部監査計画」を令和5年1月6日に策定した。 同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を監査することとしており、これに基づき令和5年2月及び3月に監査を実施した。	<評定と根拠> 評定 : b 内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、b 評定とした。	評定

		点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注) 内部監査計画及び内部監査実施計画	当該計画に従って基金の各業務についてリスクアプローチの手法を取り入れて内部監査を実施します。	<評価の視点> ・内部監査を実施しているか。	また、情報セキュリティ監査についても、令和３年度に引き続き、外部監査人による監査を実施した。	(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	---	---	---	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第6－4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底			B		
	個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況につい	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRT を構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。	<主要な業務実績> ① 令和3年度に、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び政府統一基準及び政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成28年8月31日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター決定）が改定されたこと等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報システム利用実施手順書等の一部改正案を作成し、上半期の情報セキュリティ委員会（9月29日開催）において承認を受け、10月17日に施行した。 また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、基金CSIRT構築運用実施手順書の一部改正案を作成し、下半期の情報セキュリティ委員会（令和5年3月24日開催）において承認を受け、令和5年3月29日に施行した。 ② 下半期の情報セキュリティ委員会において、令和4年度の情報セキュリティ対策の実施状況等について確認を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画の改正について審議し、決定した。	<評定と根拠> 評定：b 令和3年度の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等の改定の対応として、情報セキュリティポリシー等の改正を行った。 また、情報セキュリティ委員会を開催し、標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティインシデント対応訓練の結果を報告し、情報セキュリティ対策に関する具体的な取組状況を確認した。 さらに、情報セキュリティインシデント対応訓練では、農業者年金記録管理システムに起因するインシデントに対する組織対応能力の強化を図る取組を行った。 令和4年度に実施された情報セキュリティ監査による評価結果を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、引き続きPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととしたことから、b 評定とし	評定	

	底する。	報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内に CSIRT を構築する。	での点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。 また、基金 CSIRT についても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。	③ CSIRT について、情報セキュリティインシデント対応訓練を令和4年12月14日に実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理システムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図った。 ④ 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を令和4年12月12日から23日にかけて実施し、点検結果を分析し、評価の上、その内容をパソコン起動時の画面に表示(令和5年1月25日から2月3日までの全8回)することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。 ⑤ 令和4年度内部監査実施計画に基づく情報セキュリティ監査（外部監査）が令和5年3月13日及び14日に実施された。監査結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととした。 ⑥ 農業者年金記録管理システムの運用・保守業者との会議（月1回開催）について、CIO 補佐官に参画いただき、情報セキュリティ対策等に係る助言を受け、その強化を図っている。 このほか、CIO 補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティ対策の実施手順書、情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けている。	た。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
		(2)個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。	(2)個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCA サイクルによる個人情報保	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。	<主要な業務実績> ① 上半期（令和4年9月29日開催）及び下半期（令和5年3月24日開催）の個人情報保護管理委員会においては、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報（農業所得額）の照会の状況、不適正なアクセスの監視状況、保有個人情報等の点検状況、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検結果及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について確認を行った。 ② 個人情報監査（外部監査）が令和5年3月に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行うこととした。 ③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令	<評定と根拠> 評定：b 個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査（外部監査）結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。 これらのことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回	評定

	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。 そのほか、CIO 補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多く個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。	護対策の改善を図ります。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。 そのほか、CIO 補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。		和 5 年 3 月に実施し、点検結果を同月の個人情報保護管理委員会において報告した。 ④ 上記の対応について、CIO 補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行した。	る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する					
	（３）研修等の実施 役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・	（３）研修等の実施 役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実	<主要な業務実績> ① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を令和 4 年 4 月に実施した。 ② 情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員を対象とした研修を情報セキュリティ対策については令和 4 年 10 月から 11 月にかけて、個人情報保護対策については令和 4 年 11 月から 12 月にかけて実施した。 ③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、全役	<評価と根拠> 評価：b 情報セキュリティ対策等に関する全役職員等の意識を高めて法令・規程等の遵守を図るため研修等の開催や情報発信・提供に取り組んだことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回	<table><tr><th>評価</th><th></th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	評価			
評価										

		規定等の遵守を徹底する。	令・規定等の遵守を徹底します。 また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。	施したか。	職員等を対象とした総務省主催の e ラーニングによる研修を令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月にかけて実施した。 ④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象として令和 4 年 12 月 12 日から 23 日にかけて実施した。 ⑤ 標的型メール攻撃訓練については、令和 4 年 8 月から 11 月にかけて実施した。 また、その結果については、役職員への報告会にて周知するとともに、令和 5 年 3 月の情報セキュリティ委員会に報告した。 ⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練については、CSIRT 役職員等を対象として令和 4 年 12 月 14 日に実施し、その結果を令和 5 年 3 月の情報セキュリティ委員会に報告した。	る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--------------	---	--------------	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 6－5	情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づく適切な情報公開。 ＜評価の視点＞ ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。	＜主要な業務実績＞ ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準（令和 3 年度） ・第 4 期中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）に係る事業計画（令和 4 年度計画） ・資産保有状況（令和 3 年度） 等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 役員の報酬等及び職員の給与水準等について、基金ホームページで情報公開を行ったことから、B 評定とした。 （評定区分） S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定		

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第6－6	業務運営能力の向上等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等			B	評価		
	(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 理解度テスト	<主要な業務実績> ア 職員研修実施計画に基づき、「令和4年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和4年4月に実施した。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、資金部職員2名が、令和5年1月までに民間の機関が主催する研修を通信講座で受講した。 さらに、基金職員に対して、農業者年金における資産運用に関する基礎的な知識の習得を図る研修について、令和5年1月に実施した。 なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 また、平成21年に資格取得支援要綱を制定し、職員が資格を取得しやすい環境整備に努めている。 イ 令和3年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web研修会が可能となり、令和4年度は、新たにハイブリット形式を導入し、4月に担当者入門研修会、5月に新任者業務研修会、6月に専門業務研修会（それぞれハイブリット対応）を開催した。また、各種説明会での説明者を録画し、その録画を基金HPに掲載し、業務受託機関の担当者が復習できるよう対応した。	<評定と根拠> 評定：b ア 研修実施計画を策定の上、新任者研修等を行い、研修終了後に理解度テストを実施するとともに、年金資産の運用等の研修については、民間研修も活用した。 イ 担当者入門研修会、新任研修会、専門業務研修会をハイブリット形式で行い、コロナ禍においても手法にとらわれず開催するなど業務受託機関担当者の研修の充実に努めた。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	評価		

該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。	専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。 なお、研修終了後に理解度テストを実施する。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。 イ 業務受託機関担当者 業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。	します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。 なお、研修終了後に理解度テストを実施します。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。 イ 業務受託機関担当者 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催します。	を実施しているか。 研修等の実施計画を策定しているか。 職員の専門資格取得支援を実施しているか。 イ 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。		b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導は、委託業務の運営の効	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導については、委託	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導については、考查指導実	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・考查指導の効果の浸透。	<主要な業務実績> ア 業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関を対象とする考查指導については、「令和4年度考查指導実施計画」（令和4年4月4日策定）に基づき、令和4年6月から12月にかけて効率的かつ計画的に実施した。	<評定と根拠> 評定：b 定例考查指導については、令和4年度考查指導実施計画に従い左記のとおり計画的・効率的に実施したことから、b評定とした。

	率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。 考查指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。	業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。 ア 中期計画期間における考查指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考查指導を実施する。 イ 考查指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図る。	施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。 ア 考查指導実施計画に従って、市町村段階の業務受託機関に対して計画的・効率的に考查指導を実施します。 考查指導においては、業務受託機関における事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて事務処理の質的向上に向けた指導を行います。 イ 前年度の考查指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図ります。	＜評価の視点＞ ・考查指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考查指導を実施したか。 ・考查指導の効果の浸透を図っているか。	<table><tr><th colspan="2">【考查指導実施業務受託機関数】</th></tr><tr><td>農業委員会</td><td>115 機関</td></tr><tr><td>農業協同組合</td><td>50 機関</td></tr><tr><td>総数</td><td>165 機関</td></tr></table> イ 前年度の考查指導結果等については、令和4年5月に都道府県段階の業務受託機関に配布するとともに、基金ホームページに掲載し、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を通じ、農業委員会及びJAに対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、考查指導結果の浸透を図った。 なお、考查指導時においても、前年度の考查指導結果等の浸透を図った。	【考查指導実施業務受託機関数】		農業委員会	115 機関	農業協同組合	50 機関	総数	165 機関	(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
【考查指導実施業務受託機関数】															
農業委員会	115 機関														
農業協同組合	50 機関														
総数	165 機関														

別 紙

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

令和4年度予算

総 括

（単位：百万円）

区 別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	465	0	0	465	267	732
運営費交付金	2,563	100	863	3,526	640	4,167
国庫補助金	932	0	0	932	0	932
国庫負担金	95,157	0	0	95,157	0	95,157
借入金	70,320	0	0	70,320	0	70,320
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	1,938	0	1,938	0	1,938
貸付金利息	0	0	0	0	0	0
農地売渡代金等収入	9	0	0	9	0	9
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	184,340	2,038	863	187,241	907	188,148
支出						
業務経費	76,701	0	792	77,493	0	77,493
うち 農業者年金事業給付費	6,990	0	0	6,990	0	6,990
旧年金等給付費	68,141	0	0	68,141	0	68,141
還付金	286	0	0	286	0	286
長期借入関係経費	34	0	0	34	0	34
その他の業務経費	1,250	0	792	2,042	0	2,042
借入償還金	97,300	0	0	97,300	0	97,300
一般管理費	1,453	25	47	1,524	374	1,899
人件費	325	76	24	425	533	958
計	175,779	100	863	176,742	907	177,650

〔人件費の見積り〕

期間中総額740百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

〔借入金〕

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和4年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	86	0	0	86	86	66	152
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	362	29	233	624	624	120	744
国庫補助金	932	0	932	0	0	0	0	0	0	0	932	0	932
運用収入	0	54	54	0	55	55	0	0	0	0	109	0	109
特例付加年金被保険者経理より受入	0	0	0	442	0	442	0	0	0	0	442	0	442
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	932	54	987	443	55	498	449	29	233	711	2,195	186	2,381
支出													
業務経費	442	0	442	230	0	230	41	0	212	254	926	0	926
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	230	0	230	0	0	0	0	230	0	230
特例付加年金受給権者経理へ繰入	442	0	442	0	0	0	0	0	0	0	442	0	442
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	41	0	212	254	254	0	254
一般管理費	0	0	0	0	0	0	356	7	14	377	377	103	480
人件費	0	0	0	0	0	0	51	22	7	80	80	83	163
計	442	0	442	230	0	230	449	29	233	711	1,382	186	1,568

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	233	0	0	233	233	37	270
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	889	72	630	1,590	1,590	259	1,849
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	344	344	0	1,485	1,485	0	0	0	0	1,829	0	1,829
農業者老齢年金被保険者経理より受入	0	0	0	12,335	0	12,335	0	0	0	0	12,335	0	12,335
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,893	344	15,236	12,335	1,485	13,820	1,121	72	630	1,823	30,880	296	31,176
支出													
業務経費	13,543	0	13,543	5,838	0	5,838	118	0	580	697	20,078	0	20,078
うち 農業者年金事業給付費	924	0	924	5,836	0	5,836	0	0	0	0	6,760	0	6,760
還付金	283	0	283	0	0	0	0	0	0	0	283	0	283
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	12,335	0	12,335	0	0	0	0	0	0	0	12,335	0	12,335
特例付加年金勘定へ繰入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	118	0	580	697	697	0	697
一般管理費	0	0	0	0	0	0	877	18	33	928	928	98	1,026
人件費	0	0	0	0	0	0	127	54	17	198	198	198	396
計	13,543	0	13,543	5,838	0	5,838	1,121	72	630	1,823	21,204	296	21,500

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	114	114	145	259
運営費交付金	0	1,295	1,295	234	1,529
国庫負担金	95,157	0	95,157	0	95,157
借入金	70,320	0	70,320	0	70,320
諸収入	0	0	0	0	0
計	165,477	1,410	166,887	378	167,265
支出					
業務経費	68,177	1,051	69,228	0	69,228
うち 旧年金等給付費	68,141	0	68,141	0	68,141
還付金	2	0	2	0	2
長期借入関係経費	34	0	34	0	34
その他の業務経費	0	1,051	1,051	0	1,051
借入償還金	97,300	0	97,300	0	97,300
一般管理費	0	219	219	149	368
人件費	0	140	140	229	369
計	165,477	1,410	166,887	378	167,265

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	31	19	51
運営費交付金	17	28	44
貸付金利息	0	0	0
農地売渡代金等収入	9	0	9
諸収入	0	0	0
計	58	47	105
支出			
業務経費	40	0	40
うちその他の業務経費	40	0	40
一般管理費	1	25	25
人件費	7	22	29
計	48	47	95

令和4年度収支計画

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	86,969	6,836	863	94,668	915	95,583
経常費用	86,812	6,836	863	94,511	915	95,425
人件費	325	76	24	425	533	958
業務費	76,546	52	792	77,391	0	77,391
一般管理費	1,453	25	47	1,524	374	1,899
減価償却費	106	0	0	106	8	114
給付準備金繰入	8,381	6,683	0	15,065	0	15,065
財務費用	157	0	0	157	0	157
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	86,950	6,836	863	94,649	915	95,564
運営費交付金収益	3,028	100	863	3,991	907	4,898
国庫補助金収入	932	0	0	932	0	932
国庫負担金収入	157	0	0	157	0	157
財源措置予定額収益	68,020	0	0	68,020	0	68,020
保険料収入	14,726	0	0	14,726	0	14,726
運用収入	0	6,735	0	6,735	0	6,735
貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	87	0	0	87	8	94
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△19	0	0	△19	0	△19
目的積立金取崩額	19	0	0	19	0	19
総利益	0	0	0	0	0	0

令和 4 年度収支計画

特例付加年金勘定

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
費用の部	491	711	1,202	443	54	497	467	29	233	729	2,428	187	2,616
経常費用	491	711	1,202	443	54	497	467	29	233	729	2,428	187	2,616
人件費	0	0	0	0	0	0	51	22	7	80	80	83	163
業務費	0	7	7	230	0	230	41	0	212	254	491	0	491
一般管理費	0	0	0	0	0	0	356	7	14	377	377	103	480
減価償却費	0	0	0	0	0	0	19	0	0	19	19	1	20
給付準備金繰入	491	704	1,195	213	54	267	0	0	0	0	1,462	0	1,462
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	932	711	1,643	2	54	56	467	29	233	729	2,428	187	2,616
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	449	29	233	711	711	186	897
国庫補助金収入	932	0	932	0	0	0	0	0	0	0	932	0	932
運用収入	0	711	711	0	54	54	0	0	0	0	765	0	765
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	19	0	0	19	19	1	20
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	442	0	442	△442	0	△442	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	442	0	442	△442	0	△442	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
費用の部	2,390	4,485	6,875	12,335	1,485	13,821	1,154	72	630	1,856	22,552	300	22,851
経常費用	2,390	4,485	6,875	12,335	1,485	13,821	1,154	72	630	1,856	22,552	300	22,851
人件費	0	0	0	0	0	0	127	54	17	198	198	198	396
業務費	1,210	45	1,255	5,836	0	5,836	118	0	580	697	7,789	0	7,789
一般管理費	0	0	0	0	0	0	877	18	33	928	928	98	1,026
減価償却費	0	0	0	0	0	0	33	0	0	33	33	3	36
給付準備金繰入	1,180	4,440	5,620	6,499	1,485	7,985	0	0	0	0	13,604	0	13,604
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,726	4,485	19,210	0	1,485	1,485	1,154	72	630	1,856	22,552	300	22,851
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,121	72	630	1,823	1,823	296	2,119
保険料収入	14,726	0	14,726	0	0	0	0	0	0	0	14,726	0	14,726
運用収入	0	4,485	4,485	0	1,485	1,485	0	0	0	0	5,970	0	5,970
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	33	0	0	33	33	3	36
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	12,335	0	12,335	△12,335	0	△12,335	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	12,335	0	12,335	△12,335	0	△12,335	0	0	0	0	0	0	0

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
費用の部	68,177	1,461	69,638	381	70,019
経常費用	68,020	1,461	69,481	381	69,862
人件費	0	140	140	229	369
業務費	68,020	1,051	69,071	0	69,071
一般管理費	0	219	219	149	368
減価償却費	0	51	51	3	54
財務費用	157	0	157	0	157
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	68,177	1,442	69,619	381	70,000
運営費交付金収益	0	1,410	1,410	378	1,788
国庫負担金収入	157	0	157	0	157
財源措置予定額収益	68,020	0	68,020	0	68,020
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	32	32	3	35
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△19	△19	0	△19
目的積立金取崩額	0	19	19	0	19
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	51	47	98
経常費用	51	47	98
人件費	7	22	29
業務費	40	0	40
一般管理費	1	25	25
減価償却費	3	0	4
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	52	47	99
運営費交付金収益	48	47	95
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	3	0	4
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

令和4年度資金計画

総括

(単位:百万円)

区別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	184,340	2,038	863	187,241	907	188,148
業務活動による支出	78,479	100	863	79,442	907	80,350
投資活動による支出	8,551	1,938	0	10,489	0	10,489
財務活動による支出	97,300	0	0	97,300	0	97,300
翌年度への繰越金	10	0	0	10	0	10
資金収入	184,340	2,038	863	187,241	907	188,148
業務活動による収入	113,555	2,038	863	116,456	640	117,097
運営費交付金による収入	2,563	100	863	3,526	640	4,167
補助金等による収入	96,090	0	0	96,090	0	96,090
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	1,938	0	1,938	0	1,938
農地売渡代金等収入	9	0	0	9	0	9
貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	70,320	0	0	70,320	0	70,320
借入金による収入	70,320	0	0	70,320	0	70,320
前年度よりの繰越金	465	0	0	465	267	732

令和4年度資金計画

特例付加年金勘定

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
資金支出	491	54	545	442	55	496	449	29	233	711	1,752	186	1,938
業務活動による支出	0	0	0	230	0	230	449	29	233	711	941	186	1,127
投資活動による支出	491	54	545	211	55	266	0	0	0	0	811	0	811
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	932	54	987	0	55	55	449	29	233	711	1,752	186	1,938
業務活動による収入	932	54	987	0	55	55	362	29	233	624	1,666	120	1,786
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	362	29	233	624	624	120	744
補助金等による収入	932	0	932	0	0	0	0	0	0	0	932	0	932
運用による収入	0	54	54	0	55	55	0	0	0	0	109	0	109
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	86	0	0	86	86	66	152

農業者老齢年金等勘定

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
資金支出	2,557	344	2,901	12,335	1,485	13,820	1,121	72	630	1,823	18,544	296	18,841
業務活動による支出	1,208	0	1,208	5,836	0	5,836	1,121	72	630	1,823	8,867	296	9,163
投資活動による支出	1,350	344	1,693	6,499	1,485	7,984	0	0	0	0	9,678	0	9,678
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,893	344	15,236	0	1,485	1,485	1,121	72	630	1,823	18,544	296	18,841
業務活動による収入	14,893	344	15,236	0	1,485	1,485	889	72	630	1,590	18,312	259	18,570
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	889	72	630	1,590	1,590	259	1,849
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	344	344	0	1,485	1,485	0	0	0	0	1,829	0	1,829
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	233	0	0	233	233	37	270

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
資金支出	165,477	1,410	166,887	378	167,265
業務活動による支出	68,177	1,410	69,587	378	69,965
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	97,300	0	97,300	0	97,300
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	165,477	1,410	166,887	378	167,265
業務活動による収入	95,157	1,295	96,453	234	96,686
運営費交付金による収入	0	1,295	1,295	234	1,529
補助金等による収入	95,157	0	95,157	0	95,157
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	70,320	0	70,320	0	70,320
借入金による収入	70,320	0	70,320	0	70,320
前年度よりの繰越金	0	114	114	145	259

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	58	47	105
業務活動による支出	48	47	95
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	10	0	10
資金収入	58	47	105
業務活動による収入	26	28	54
運営費交付金による収入	17	28	44
農地売渡代金等収入	9	0	9
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	31	19	51